

横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引、都市計画法による開発許可の手引及び 盛土規制法の手引の一部改正に関する意見公募要領

横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引、都市計画法による開発許可の手引及び盛土規制法の手引について、一部改定を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 御意見公募期間

令和8年1月5日(月)から令和8年2月3日(火)まで
(必着。郵送の場合は当日消印有効)

2 御意見提出方法

「意見提出書」に御意見を記入の上、次のいずれかの方法により、御提出願います。
なお、電話での御意見の提出には対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) オンライン入力フォームの場合

右の二次元コード及び下記のURLから
本市の電子申請・届出システムより提出してください。
(URL)



<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1017a/ba2-ef65-4cb0-94c6-d3781bb5459e/start>

(2) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kc-ikenkoubo@city.yokohama.lg.jp
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて
※ 件名の文頭に【意見公募】と表記してください。

(3) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて

(4) FAXの場合

FAX番号：045-681-2435
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて

3 注意事項

- いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- いただいた御意見の内容については、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって、適切に取り扱います。

4 御不明な点についての問合せ先

横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当 電話番号：045-671-2945

※ 電話での御意見の受付及び御意見の個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。